



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年8月1日火曜日 第1782号

### ◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	653
指定医療機関の廃止.....	653
建設業者の許可の取消し.....	653
開発行為に関する工事の完了.....	654

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	654
-------------------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会規程の一部改正.....	655
------------------------	-----

### 任 免 辞 令

朝比奈 洋子.....	655
-------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1142号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成18年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	指 定 日
2763	医療法人 彩水会	医療法人彩水会 真部クリニク	今治市矢田甲7-1	平成18年7月3日

#### ○愛媛県告示第1144号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成18年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-13)第12723号	平成13年7月16日	(有)愛媛プロダクト	酒井 重範	松山市祝谷6-1090-5	平成18年6月1日	土木事業 とび・土工事業	建設業の廃止(一部)
(般-17)第14615号	平成18年1月20日	(有)田中工務店	田中 勝成	宇和島市津島町岩淵丙575-2	平成18年6月5日	建築工事業	建設業の廃止
(般-18)第7625号	平成18年5月13日	(有)天神組	平野 宮一	西予市明浜町田之浜甲1151	平成18年6月6日	土木事業 とび・土工事業 石工事業 管工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-13)第9136号	平成13年7月5日	(株)愛研化工機	岩田 真教	松山市小村町353-6	平成18年6月6日	土木事業 建築工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-14)第2190号	平成14年12月5日	下元建設	下元 一夫	松山市東石井6-13-27	平成18年6月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第7703号	平成13年6月30日	前谷管工	前谷 幸雄	四国中央市三島宮川3-13-11	平成18年6月9日	管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-14)第9586号	平成14年8月26日	山本住宅設備	山本 要	西条市中野甲559	平成18年6月9日	土木事業 とび・土工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(法人成り)

10656	有限会社 テンタートル	そがめ薬局上原店	新居浜市上原三丁目1-29	平成18年7月5日
10657	有限会社 喜多調剤	クローバー薬局	大洲市東若宮14-11	平成18年8月1日

#### ○愛媛県告示第1143号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成18年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
681	米 田 正 男	米田外科医院	西条市大町1639-3	平成18年6月30日
2557	医療法人 彩水会	医療法人彩水会 真部病院	今治市矢田甲7-1	平成18年6月30日
2662	新居浜医療生活協同組合	明屋敷診療所	西条市大師町182	平成18年6月30日

(般 - 17)第14502号	平成17年 4月27日	道前建設(株)	服部 貞之	西条市丹原町今井489 - 1	平成18年 6月9日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第10577号	平成14年 7月18日	(株)セトデン	小島 秀範	今治市波止浜18 - 1	平成18年 6月16日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13)第901号	平成13年 6月8日	島本工務店	島本 政義	越智郡上島町岩城1527	平成18年 6月20日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 石工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(般 - 17)第9802号	平成17年 5月22日	中川土建	中川 道雄	今治市宮窪町宮窪877	平成18年 6月20日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(般 - 17)第10924号	平成17年 8月3日	濱川務鉄工	濱川 務	今治市菊間町浜1430	平成18年 6月20日	建築工事業 管工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般・特 - 13)第7951号	平成13年 11月11日	(株)洋武建設	平岡 道典	伊予郡砥部町五本松322	平成18年 6月21日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第9065号	平成18年 3月19日	(有)伍建	栗坂善一郎	松山市余戸中2 - 15 - 26	平成18年 6月21日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第15155号	平成14年 11月8日	(有)りんどう建設	小林 信治	松山市今在家4 - 5 - 1	平成18年 6月21日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第9977号	平成17年 11月10日	東予工業(株)	清水 頼	西条市周布151 - 6	平成18年 6月22日	土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第14820号	平成13年 9月27日	大園建設(有)	大野 正昭	伊予市下三谷1349 - 1	平成18年 6月23日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第4547号	平成14年 3月18日	フロク建設	上田 輝記	喜多郡内子町袋口3380	平成18年 6月26日	建築工事業	建設業の廃止 (事業継承)

○愛媛県告示第1145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第16号 平成18年 7月20日	東温市樋口字得久甲1204番 2	東温市樋口字得久甲1204番地 2 恒 岡 秀 幸
18松局建（開）第17号 平成18年 7月21日	伊予郡松前町大字南黒田字豪ノ塚301番 1、301番 2 及び302番 1	伊予市下吾川949番地の 1 山田建工株式会社 代表取締役 山 田 健 二
18八局西土第653号 平成18年 7月21日	西予市宇和町大江166番 1、181番、183番 1、184番 1、185番、186番、187番 1、188番 1、189番、190番 1、191番、192番、193番 1、194番 1、195番 1、196番 1、198番 1、199番、200番、201番、202番、203番、204番 1、205番 1、206番 1、207番 1、208番 1、209番、210番、211番、212番 1、213番 1、214番 1、215番 1、183番 1 地先水路里道、185番地先水路里道、186番地先水路里道、195番 1 地先水路里道、199番地先水路里道、200番地先水路里道、202番地先水路、203番地先水路、204番 1 地先水路、205番 1 地先水路、206番 1 地先水路里道、210番地先水路里道、211番地先水路里道、212番地 1 地先水路	西予市宇和町大江480番地 有限会社ウエスト 代表取締役 伊 藤 光 茂

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年 7月24日	特定非営利活動法人 自立生活センター松山	久 保 智 子	松山市小坂一丁目 1 番10番	本会は、様々な人々が共に生活していく社会の実現を図るため、障害者や高齢者が自立した生活を営んでいくための支援に関する事業、福祉の増進に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月17日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正する。

平成18年 8月 1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第15条 委員会及び委員長の告示は、愛媛県報に掲載してこれを <u>行</u> <u>う</u> ものとする。	第15条 委員会及び委員長の告示は、愛媛県報に登載してこれを <u>行</u> <u>な</u> うものとする。

任 免 辞 令

○任免辞令

7月 8日

愛媛県技術吏員 朝比奈 洋 子

死亡